

# はり・きゅう・マッサージ施術費補助券について

高齢者や介護者の健康保持と心身の負担軽減を図るため、はり・きゅう・マッサージ施術費（医療保険対象以外）の一部を補助します。

## 【対象となる方】

市内に居住し、次の(1)(2)のいずれかに該当する方。

(1)70歳以上の方

(2)65歳以上のねたきり又は認知症の方を介護する同居家族（1人のみ）

## 【補助額】

1回の施術につき1,000円の補助券を年間8枚交付します。

※市補助額のほか、施術機関から800円の割引が受けられます。

## 【施術機関】

市と契約した施術機関に限ります（別紙参照）。

## 【自己負担額】

差額（施術費用－1,800円）は自己負担となります。

※施術費用は、施術機関により異なりますので、各施術機関へお問い合わせください。

## 【有効期限】

補助券の有効期限は、令和7年3月31日までとなります。

※補助券の再発行はできませんので、紛失にご注意ください。

〈お問い合わせ先〉 土浦市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

〒300-8686 土浦市大和町9-1

029-826-1111（内線2479）